

I 关于 2007 年全国吸收外商投资工作指导性意见

【发布单位】商务部

【发布文号】商资字【2007】25 号

【发布日期】2007-03-06

【提 示】该意见总结了 2006 年中国吸收外商投资的基本情况，并对 2007 年中国的吸收外商投资工作提出了若干指导意见。其中，有关外商投资产业政策的指导意见包括：

- n 鼓励外商投资研发中心、高新技术产业、先进制造业和节能环保产业。
- n 鼓励外商投资现代农业、现代服务业和服务外包产业。
- n 鼓励外商投资传统产业的技术改造和升级。
- n 鼓励跨国公司在华设立地区总部、采购中心、物流中心、营运中心、培训中心。
- n 严格限制外商投资高耗能、高污染、低水平产业。
- n 严格限制外商投资房地产。
- n 促进加工贸易转型升级。
- n 推动外资和民营企业合资合作。
- n 健全相关法规制度，鼓励公平竞争，引导和规范外资并购健康发展。
- n 充分利用境外资源发展资本市场，引导和规范外商向上市公司战略投资。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200703/20070304485330.html>

I 2007 年全国における外商投資の導入業務に関する指導的意見

【発布機関】商務部

【発布番号】商資字【2007】25 号

【発布日】2007-03-06

【コメント】この意見は 2006 年中国における外商投資の導入の基本状況につき総括し、あわせて 2007 年の中国における外商投資導入業務に対し若干の指導的意見を提出した。このうち外商投資産業政策の指導的意見は以下の項目を含む：

- n 外商による、研究開発センターやハイテク産業、先進製造業及び省エネ・エコロジー産業に向けた投資を奨励。
- n 外商による、現代農業、現代サービス業、アウトソーシングサービス業に向けた投資を奨励。
- n 外商企業による、伝統産業の技術改造やグレードアップに対する投資を奨励。
- n グローバル企業が中国に総本部や仕入れセンター、物流センター、営業運送センター及び研修センターを設立することを奨励
- n 外商による、エネルギー消費度の高い産業、高汚染産業、低レベル産業に向けた投資することを厳格に制限。
- n 外商が不動産に投資することを厳格に制限。
- n 加工貿易のモデルチェンジ・レベルアップを促進。
- n 外資と民営企業の合资合作を推進。
- n 関連法規の健全化、公平競争の奨励、外資による買収・併合の健全な発展を引導及び規範化。
- n 国外資源の充分な利用による資本市場の発展、外商による上場企業に向けた戦略的投資の引導及び規範化。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200703/20070304485330.html>

I [关于企事业单位公务用车制度改革后相关费用税前扣除问题的批复](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函【2007】305号

【发布日期】2007-03-09

【提示】根据该批复意见，企事业单位公务用车制度改革后，在规定的标准内，为员工报销的油料费、过路费、停车费、洗车费、修理费、保险费等相关费用，以及以现金或实物形式发放的交通补贴，均属于企事业单位的工资薪金支出，应一律计入企事业单位的工资总额，按照现行的计税工资标准进行税前扣除。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5313018.html>

I [上海市外高桥保税区外商投资企业 2006 年度联合年检公告](#)

【发布单位】上海市外高桥保税区联合年检工作小组

【发布日期】2007-03-20

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.waigaoqiao.gov.cn/sysadmin/webviewpublic/Notice.aspx?id=633100008220156250>

I [最高人民法院关于司法解释工作的规定](#)

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发【2007】12号

【发布日期】2007-03-23

【实施日期】2007-04-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/etc/200703230020.htm>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I [企業・事業機関の公務車輛使用制度の改革後の関係する費用の税前控除問題に関する回答](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函【2007】305号

【発布日】2007-03-09

【コメント】この回答意見によると、企業・事業機関公務車輛使用制度の改革以降、規定の標準内で、従業員の為に清算したガソリン代・通行費・駐車料金・洗車代・修理費・保険代金等関連する費用及び現金または現物支給で支出した交通手当はいずれも企業・事業機関の賃金支出に属し、一律に企業・事業機関の賃金総額に算入され、現行の計税賃金標準に従い税前控除を行う。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください：

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5313018.html>

I [上海市外高橋保稅區外商投資企業 2006 年度聯合年度檢查公告](#)

【発布機関】上海市外高橋保稅區聯合年度檢查小組

【発布日】2007-03-20

【法令全文】下記のURLをクリックしてください：

<http://www.waigaoqiao.gov.cn/sysadmin/webviewpublic/Notice.aspx?id=633100008220156250>

I [最高人民法院の司法解釋工作に関する規定](#)

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発【2007】12号

【発布日】2007-03-23

【施行日】2007-04-01

【法令全文】下記のURLをクリックしてください：

<http://www.court.gov.cn/lawdata/explain/etc/200703230020.htm>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、關係する新情報

I 4家外资银行获准开业

中国银行业监督管理委员会近日发布消息，批准汇丰银行（中国）有限公司、渣打银行（中国）有限公司、东亚银行（中国）有限公司和花旗银行（中国）有限公司开业。这4家外资法人银行将在完成工商登记等法定手续后正式对外营业。

根据《外资银行管理条例》的规定，外资法人银行可以从事全面外汇和人民币业务，包括对中国境内公民的人民币业务。外国银行分行将主要从事全面外汇业务以及对公司和机构客户的人民币业务。外资银行可以按照自愿和商业原则，根据自身业务发展定位，自主选择在华商业存在形式。

截至目前，已有12家外资银行获准将中国境内分行改制筹建为外资法人银行，其中10家将总行设在上海。除以上4家已获准开业外，其余8家正在进行改制筹建的外资银行是：恒生银行、日本瑞穗实业银行、日本三菱东京日联银行、新加坡星展银行、荷兰银行、永亨银行（总行在深圳）、新加坡华侨银行、美国摩根大通银行（总行在北京）。

此外，南洋商业银行、中信嘉华银行、新加坡大华银行也分别向中国银行业监督管理委员会提出将其中国境内分行改制为外资法人银行的申请，中国银监会正在审理其申请。

（摘自2007年03月20日中国银行业监督管理委员会网站）

I 《中华人民共和国就业促进法（草案）》公开征求意见

《中华人民共和国就业促进法（草案）》经全国人大常委会审议后，现全文公布向社会广泛征求意见。该草案包括总则、政策支持、规范市场秩序、职业教育和培训、就业服务和就业援助、监督检查、法律责任和附则，共八章六十四条。

该草案将政府促进就业的方针政策制度化，规定了政府促进就业的方针原则、各项政策支持体系、以及政府在规范人才和劳动力市场秩序、发展和加强职业教育和培训、建立就业服务和就业援助体系等各方面的措施等。

查看《中华人民共和国就业促进法（草案）》全文，请点击以下网址：

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=362938&pdmc=110126>

（摘自2007年03月25日中国人大网）

I 4つの外資系銀行が許可を得て開業

中国銀行業監督管理委員会は先日、匯豐銀行（中国）有限公司、渣打銀行（中国）有限公司、東亜銀行（中国）有限公司及び花旗銀行（中国）有限公司の開業を批准することを発表した。この4つの外資法人銀行は工商登記等の法定の手続きを済ませたのち正式に对外営業を開始する。

「外資銀行管理条例」の規定によると、外資法人銀行は全面的に外貨と人民元業務に携わることができ、これには中国国内公民の人民元業務を含む。外国銀行支店は主に全面的な外貨業務及び公司や機構の顧客を対象とした人民元業務を行う。外資銀行は自由意志及び商業原則に従い、自らの業務発展の方向付けに基づき、主体的に中国での商業存在形式を選択できる。

今現在、既に12の外資系銀行が中国国内の支店を改正して外資法人銀行を設立を計画することを許可されている、うち10の銀行の総支店は上海に設けられている。上記の4つの既に開業を許可された銀行以外、その他の8つの現在外資銀行の設立を計画しているの銀行には：恒生銀行、日本瑞穂実業銀行、日本三菱東京日聯銀行、シンガポール星展銀行、オランダ銀行、永亨銀行（本店は深セン）、シンガポール華僑銀行、米JPモルガン・チェース（本店は北京）。

この他に、南陽商業銀行、中信嘉華銀行。シンガポール大華銀行もそれぞれ中国銀行業監督管理委員会に中国国内の支店を外資法人銀行に改正する申請を提出しており、同委員会は現在これらの申請を審査している。

（2007年3月20日の中国銀行業監督管理委員会ホームページより抜粋）

I 「中華人民共和国就業促進法（草案）」が公開され意見を募っている

「中華人民共和国就業促進法（草案）」は全国人民代表大会常務委員会の審査を経て、全文が公表され社会から広範に意見を募っている。この草案は、総則、政策支持、規範市場秩序、職業教育・研修、就職サービスと就職サポート、監督検査、法律責任と付則を含み、全部で八章六十四条ある。

この草案は政府の就職方針政策を制度化し、政府による就職促進方針の原則及び各項政策支持体系、また政府の人材と労働力市場の秩序の規範化、職業教育と研修の発展と強化、就職サービスと就職サポート体系等の各方面の措置などを規定した。

「中華人民共和国就業促進法（草案）」の全文を参照するには、下記のURLをクリックしてください：

<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=362938&pdmc=110126>

（2007年3月25日中国人大網より抜粋）

I 外商投资企业不得从事烟草专卖品批发或者零售业务

2007年03月07日起,新《烟草专卖许可证管理办法》正式实施。新办法规定:外商投资的商业企业或者个体工商户不得从事烟草专卖品批发或者零售业务,不得以特许、吸纳加盟店及其他再投资等形式变相从事烟草专卖品经营业务。

根据新办法,外商投资企业将不得从事烟草专卖业务,沃尔玛、易初莲花等有外资成份的超市、商厦、便利店等都将不得自行销售香烟。但据了解,如果这些大卖场、超市把柜台租赁给有专卖资质的商家售卖香烟,仍被允许。

查看《烟草专卖许可证管理办法》的全文,请点击以下网址:

<http://www.tobacco.gov.cn/newspic2002/20070307fjh1.doc>

(摘自2007年03月23日中国投资指南网站)

I 外商投资企业はタバコ専売品の卸売り・小売販売業務に従事してはならない。

2007年3月7日より,新「煙草専売許可証管理弁法」が正式に施行された。新しい弁法は、外商投資の商業企業或いは自営業主はタバコの専売品の卸売り・小売販売業務に従事してはならず、特別許可、加盟店の応募及びその他の再投資等の形式によって名目を変え当該業務に従事することもできないと規定する。

この新弁法によると、外商投資企業はタバコ専売業務に従事することはできず、WALL MART、易初蓮花等の外資持分を有するスーパーマーケットやデパート及びコンビニエンスストア等はいずれも自らタバコの販売を行ってはならない。ただし、当所の理解するところでは、これらの大型商業施設やスーパーマーケットがタバコ売り場を専売資格を有する商人に賃貸しタバコの販売をすることは依然として許される。

「煙草専売許可証管理弁法」の全文を参照するには、下記のURLをクリックしてください:

<http://www.tobacco.gov.cn/newspic2002/20070307fjh1.doc>

(2007年3月23日中国投資指南ホームページより抜粋)

I 简析新税法的主要变化以及对外商投资企业的影 响 (连载之一/共二篇)

2007年03月16日,中国全国人民代表大会(中国最高立法机构)表决通过了《中华人民共和国企业所得税法》(以下简称“新税法”),“新税法”将于2008年01月01日起正式实施。

律师认为,相对于由《中华人民共和国企业所得税暂行条例》及其“实施细则”和《中华人民共和国外商投资企业和外国企业所得税法》及其“实施细则”等组成的内外资企业分立的企业所得税法律体系(以下合称“旧税法”),“新税法”的主要变化如下:

1. 统一了企业所得税税率:

中国长期实行内外资企业分立的企业所得税法律政策,“新税法”统一了内外资企业所得税税率,税率主要变化如下:

适用对象		适用税率
“旧税法”	内资企业	通常, 33%
	外商投资企业 和外国企业	原则上, 33% 优惠税率, 15%或 24%
“新税法”(不再区分内外资企业)		通常, 25%

I 新税法の主要な変化及び外商投資企業への影 響についての簡単な分析(連載の一/全二回)

2007年3月16日,中国全国人民代表大会(中国最高立法機関)は「中華人民共和國企業所得税法」(以下「新税法」と略す)を採択・可決した。「新税法」は2008年1月1日より正式に施行される。

当所弁護士の見解によると、「中華人民共和國企業所得税暫定条例」とその「実施規則」及び、「中華人民共和國外商投資企業所得税法」とその「実施規則」等により構成した内外資企業を区別した企業所得税法律体系(以下「旧税法」と略す)と対比すると、「新税法」の主な変更点は以下の通りである:

1. 企業所得税率を統一した:

中国は長期に渡り、内外資企業を区別した企業所得税法律政策を実行してきたが、「新税法」は内外資企業の企業税率を統一した。税率の主な変化を以下に示す:

適用对象		適用税率
「旧税法」	内資企業	通常、33%
	外商投資企業 及び外国企業	原則上、33% 優惠税率、15%もしくは 24%
「新税法」(内資と外資を区別しない)		通常、25%

由此可见，“新税法”实施后，总体而言，将减轻内资企业的税收负担，而增加外商投资企业和外国企业的税收负担。

2. 改变了税收优惠政策：

根据“旧税法”规定，外商投资企业通常可以享受如下税收优惠政策：

- 1) 符合一定条件时，企业所得税适用优惠税率（15%或24%）。
- 2) 经营期限十年以上的生产性外商投资企业，享受“两免三减半”的优惠。
- 3) 产品出口企业或技术先进企业在上述“两免三减半”优惠期满后，符合一定条件时，可以继续享受一定的减征优惠。
- 4) 外商投资企业的外国投资者将企业利润再投资，对再投资部分已缴税款，享受退还40%企业所得税的优惠。
- 5) 按照“旧税法”的规定，可享受的其他优惠政策。

“新税法”取消了上述外商投资企业税收优惠政策，并另行规定了如下优惠政策：

- 1) 小型微利企业适用20%的较低税率，国家需要重点扶持的高新技术企业适用15%的优惠税率。
- 2) 对企业从事新技术、新产品、新工艺开发的支出以及安置残疾人就业的工资支出，可享受加计扣除的优惠。
- 3) 创业投资企业从事国家重点扶持和鼓励的创业投资，可享受抵扣应纳税所得额的优惠。
- 4) 企业投资于环境保护、节能节水、安全生产等专用设备的投资，可享受税额抵免的政策。
- 5) 按照“新税法”的规定，可享受的其他优惠政策。

律师认为，“新税法”规定的税收优惠政策反映了如下两个趋势：

- 1) 从特定对象优惠转向特定产业优惠：从对外商投资企业等的特定对象施行优惠，转向对投资诸如研发、环保、节能等特定产业施行优惠。
- 2) 从特定区域优惠扩大至全国范围优惠：从对经济特区、经济技术开发区等特定区域施行优惠，扩大至全国范围施行优惠。

これによってわかることは、「新税法」実施後、総合的に言うと、内資企業の租税負担は軽くなり、外商投資企業及び外国企業の租税負担は増加したと言える。

2. 租税優遇政策を改定した：

「旧税法」の規定によると、外商投資企業は通常以下のような租税優遇政策を受けることができた：

- 1) 一定の条件を満たした時、企業所得税は優遇税率(15%或いは24%)を適用した。
- 2) 經營期限十年以上の生産性外商投資企業は「二年免除三年半減」の優遇措置を受けることができた。
- 3) 生産輸出企業又は技術先進企業は上述の「二年免除三年半減」が満期となった後も、一定の条件に符合した場合、繼續して一定の減税優遇を受けることができた。
- 4) 外商投資企業の外国投資者が企業利潤を再投資する場合、この再投資部分について既に納めている税につき、40%の企業所得税を返還するという優遇をうけることができた。
- 5) 「旧税法」の規定によると、これらの他にも優遇措置を受けることができた。

「新税法」は上述の外商投資企業の租税優遇政策を廃止し、別に規定を設け以下のような優遇政策を行う：

- 1) 小型低利益企業には20%の比較的低い税率を適用、国家が重点的にサポートするハイテク産業には15%の優遇税率を適用。
- 2) 企業が新技術や新商品また新しい製造方法の開発の支出及び、障害者就職の賃金の支出は、加算控除の優遇を受けることができる。
- 3) 投資企業を設立し、国家が重点的にサポート・奨励する創業投資に従事するものは、納税所得額を相殺控除の優遇を受けることができる。
- 4) 環境保護、省エネ・節水、安全生産等の専用設備への投資をするときは、税額の相殺免除政策を受けることができる。
- 5) 「新税法」の規定によると、この他にも優遇措置を受けることができる。

「新税法」の規定する優遇政策は以下の二つの情勢を反映していると考えられる。

- 1) 特定対象への優遇から、特定産業への優遇へ：外商投資企業等の特定対象に優遇措置を行っていたが、研究・開発、環境保護、省エネ等の特定産業に投資する企業への優遇に変更。
- 2) 特定地区優遇を全国範囲の優遇に拡大：経済特区、経済技術開発区等の特定区域に優遇措置を行ってきたが、これを全国範囲の優遇政策に拡大した。

3. 加强了反避税等规定:

律师注意到,相对“旧税法”关于关联交易的规定(例如,《中华人民共和国外商投资企业和外国企业所得税法》第十三条),“新税法”通过专章规定(即,“新税法”第六章下的第四十一条至第四十八条),加强了对关联方转让定价的规定和执行。“新税法”的该专章规定,包括常规性反避税条款、防范资本弱化条款、防范利用避税地区的避税条款、核定程序等规定。

通过上述专章规定,“新税法”建立了一套相对成体系的反避税法律措施。律师认为,“新税法”的上述反避税体系,预示着中国税务机关将采取更加严格的方法审视跨国公司现行的税务架构。为此,跨国公司有必要考虑对包括在中国设立的全资子公司等在内的全球企业体系重新进行税务政策安排。

“新税法”的上述主要变化,预示着中国将更加注重建立一个普遍适用于内外资企业的、存在税收优惠的、严格统一的税收制度。有关“新税法”对外商投资企业税收优惠的过渡性安排等的影响,请关注下期《里兆法律资讯》。

【备注】查看《中华人民共和国企业所得税法》全文,请点击以下网址:
<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=362676&pdmc=110106>

(里兆律师事务所 2007年03月23日整理编写)

3. 反脱税等の規定を強化した:

「旧税法」の關聯交易に関する規定(例えば、「中華人民共和國外商投資企業と外國企業所得稅法」第十三條)と比較して、「新税法」は専門の規定(即ち「新税法」の第六章中の第四十一条から第四十八条)を通して、關聯方に対する價格移轉の規定と執行を強化した。「新税法」のこの専門規定には、一般的反脱税條款、資本弱化的防止條款、脱稅地區を利用した脱稅の防止條款、審査決定プロセスなどの規定を含む。

上述の専門規定を通して、「新税法」はある程度体系的な反脱税法律措置を作り上げたと言える。弁護士が考えるに、「新税法」の上述の反脱税体系は中國稅務機關が今後更に厳格な方法で多國際企業の現行の稅務構成を監督することを予期させる。このため、多國際企業は中國に設立された子会社等を含む國際企業に対し新規に稅務政策手配を行うことを考慮することが必要である。

「新税法」の上述のような主な変化は、中國が今後、内資・外資の別なく普遍的に適用される、租稅優遇措置の存在する、嚴格に統一された徵稅制度を確立することに更に重点を置くことを前もって示している。なお「新税法」の外商投資企業租稅優遇の過渡的措置等による影響については、次回の「里兆法律事情報」にご注目いただきたい。

【備考】「中華人民共和國企業所得稅法」の全文をご覧になるには、下記のURLをクリックしてください:
<http://www.npc.gov.cn/zgrdw/common/zw.jsp?label=WxzLk&id=362676&pdmc=110106>

(里兆法律事務所 2007年3月23日整理・作成)